

八 頭 町 長 吉 田 英 人 様

八頭町監査委員 田 中 壽 人

八頭町監査委員 西 尾 節 子

平成 2 8 年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、平成 2 7 年度に財政的援助を与えているもの（財政援助団体等）の出納、その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査の結果を次のとおり報告します。

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づく財政的援助を与えているもの出納、その他の事務の執行に関する監査について、次の点を主な着眼点として実施した。

ア 町が補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）及び事業について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）については、関係法令等を遵守し、指定管理業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に運営されているか。

(2) 監査の実施時期

平成 2 8 年 1 0 月 7 日から 1 2 月 2 2 日までの間に実施した。

(3) 監査の実施方法

関係書類や事務事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として実施した。

(4) 監査実施機関等の数

区 分	監査対象数	監査実施数
補助金等交付団体	7 6 5	4 8
指 定 管 理 者	1 0	4
合 計	7 7 5	5 2

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 田 中 壽 人
 " 西 尾 節 子

2 監査の結果及び意見

(1) 概 要

補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。指定管理業務を行ううえで公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に運営されているかを主な着眼点に監査を実施した。

監査の結果、概ね適切に執行されているものと認められた。

事務処理について不適正で重大なもの、著しく妥当性を欠く指摘事項に該当するものは認められなかったが、指摘事項に至らない事務処理及び改善が必要と思われることについては、監査結果で意見を記述した。

補助事業等について、事業の完了が3月末日に集中しているため、完了届、検査等の事務が形式的に行われていないか懸念される。3月末日を避けられる事業については、補助金申請時から分散化を図ること等も必要と思われる。補助事業の完了にあたっては、事務手続きのみならず、補助金等の効果が上がっているかどうか等を確認し、効果的な補助金の執行と合理的な事務の改善を求めたい。

指定管理業務については、指定管理者と締結している協定書が統一的な書式を採用しているため事業実態に合っていない部分がみられ、今後の協定締結に向けて改善が必要と思われる。適正な管理運営を行うためにも、管理物件の明確な表示と定期的な点検、備品台帳の整備と照合、管理業務関係書類の特定等、協定書の各条項の点検・見直しを求めたい。

(2) 実施状況及び指摘事項

ア 補助金等交付団体

1) 総務課所管

補 助 事 業 名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町集落公民館等整備事業補助金(新庄)	883,440	325,000	10月21日 監査室
八頭町集落公民館等整備事業補助金(上峰寺)	2,122,491	636,000	
八頭町消防施設整備事業費補助金(万代寺)	347,760	217,000	
八頭町震災に強いまちづくり促進事業補助金(耐震診断)	111,240	74,160	
八頭町震災に強いまちづくり促進事業補助金(耐震設計)	240,000	160,000	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

2) 企画課所管

補 助 事 業 名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
若桜鉄道運行支援補助金	214,484,126	24,040,464	10月13日 監査室
若桜鉄道観光列車化支援事業補助金	10,000,000	4,990,000	

路線維持費(補てん分)補助金	3,447,980	3,447,980	10月13日 監査室
----------------	-----------	-----------	---------------

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

若桜鉄道(株)では、毎月運営会議が開催され、町の担当課長も出席し業務執行状況の検討が行われている。同社と経営状況について認識の共有は極めて重要であり積極的な対応を望む。

3) 地方創生室所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町コミュニティ助成事業補助金(丸山)	2,500,000	2,500,000	10月13日 監査室
八頭町移住・定住・交流推進支援事業補助金(一般社団法人 SENRO)	2,394,334	1,500,000	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

4) 福祉環境課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
集落ごみステーション等整備事業補助金(賀茂町)	766,800	613,000	10月21日 監査室

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

工事費について2社以上から見積書を徴集することを指導し、申請額が適正か判断する必要があると思われる。

5) 福祉事務所所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町老人クラブ連合会補助金	8,424,607	7,783,000	10月7日 監査室
社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会補助金	474,998,208	66,847,000	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

老人クラブ連合会は会員が年々減少してきている。補助金の額は適正か、各支部の活動、運営についても検討が必要と思われる。

6) 人権推進課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
部落解放同盟八頭町協議会補助金	10,193,351	10,193,262	10月21日 監査室
八頭町同和教育推進協議会補助金	1,801,821	1,801,652	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

7) 産業観光課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
中山間地域等直接支払交付金(明辺集落協定)	1,528,065	1,528,065	10月7日 10月13日 10月27日 監査室
中山間地域等直接支払交付金 (農)八頭船岡農場)	8,888,269	8,888,269	
多面的機能支払交付金(大坪美野里会)	3,293,708	2,941,040	
多面的機能支払交付金(旧船岡町地域広域協定)	3,530,680	3,530,680	
八頭町商工会補助金	29,100,745	9,600,000	
八頭町商工会子育て支援付プレミアムきらめき 商品券発行事業補助金	102,094,547	19,360,301	
鳥取和牛振興総合対策事業費補助金 (鳥取いなば農業協同組合)	7,005,000	4,670,003	
鳥取県緑の産業活力創生プロジェクト基金事業費 補助金(八頭中央森林組合:高性能林業機械)	33,000,000	16,500,000	
鳥取県経営所得安定対策等推進事業補助金	4,698,244	4,698,244	
鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金	380,787,778	100,000,000	
鳥取県強い農業づくり交付金	409,374,000	216,361,740	
八頭町担い手規模拡大促進事業補助金 (農)八頭船岡農場)	5,645,600	5,645,600	
鳥取県親元就農促進支援交付金事業補助金 (株)あおぞら農園)	1,200,000	1,200,000	
鳥取県就農条件整備事業補助金(岡崎昭都)	8,181,844	3,787,892	
鳥取県梨生産振興事業費補助金(私都新興園)	4,789,800	2,217,500	
造林作業道整備事業費補助金	52,323,000	7,383,540	
竹林整備事業費補助金((有)かぐや)	14,795,660	13,316,094	
八頭町有害鳥獣侵入防止柵設置事業補助金 (鍛冶屋・三山口獣対策会)	1,704,240	1,420,200	
鳥取県機構集積協力金(地域集積協力金) (福地実行組合)	4,572,400	4,572,400	
八頭町企業立地促進奨励金	1,167,545	1,167,545	
鳥取県移住定住促進交付金事業補助金 (移住者受入地域組織・団体創造事業)	4,821,472	4,821,000	
鳥取県若者定住集落活性化事業補助金	3,750,000	3,750,000	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

八頭町有害鳥獣侵入防止柵設置事業について、2社以上から見積書を徴集することを指導し、申請額が適正か判断する必要があると思われる。

鳥取県機構集積協力金(地域集積協力金)(福地実行組合)について、着手届、完了届が提出されていなかったため改善を図られたい。

8) 建設課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
農地農業用施設災害復旧補助金 (姫路実行組合)	350,000	175,000	10月21日 監査室

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

9) 上下水道課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	2,526,000	784,000	10月21日 監査室

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

10) 学校教育課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町教育会補助金	415,948	207,334	10月21日 監査室
郡家西小学校地区進出学習会補助金	229,000	229,000	
八東小学校地区進出学習会補助金	120,770	120,770	
八頭中学校地区進出学習会補助金	46,800	46,800	
船岡小学校地区進出学習会補助金	205,614	205,614	
隼小学校地区進出学習会補助金	223,000	223,000	
選手派遣費補助金(八頭中学校)	2,461,330	2,461,330	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

郡家西小学校地区進出学習会補助金について550円の預金残高があり決算書に差異が生じている。預金利息が収入に計上されない会計処理が行われ、預金利息が累積したものであり、収支決算書に計上し、修正改善を図られたい。

1 1) 社会教育課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町連合婦人会事業補助金	942,049	890,000	10月21日 監査室
青少年健全育成八頭町民会議事業補助金	303,317	300,000	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

八頭町連合婦人会事業について、補助金等検査の際には現金出納簿及び通帳の確認を徹底されたい。

青少年健全育成八頭町民会議事業について、累積した預金利息 3,295 円が次期へ繰越されている。過去の会計処理が踏襲されたものであるが必要な費用に充当すべきものと思われる。検討し改善を図られたい。

イ 現地調査

1) 産業観光課所管

補助事業名等	実施日
中山間地域等直接支払交付金((農)八頭船岡農場)	11月4日
多面的機能支払交付金(旧船岡町地域広域協定)	
八頭町担い手規模拡大促進事業補助金((農)八頭船岡農場)	
鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金	
鳥取県移住定住促進交付金事業補助金 (移住者受入地域組織・団体創造事業)	
鳥取県若者定住集落活性化事業補助金	
指定管理業務 (ぶらっとびあ・やず)	

○監査結果

多面的機能支払交付金(旧船岡町地域広域協定)について、実績報告書の金額と検査日の通帳の残高に相違があった。適切な事務処理を求めたい。

鳥取県移住定住促進交付金事業補助金で整備された居住施設について、修繕が必要な箇所が見受けられた。早急に対応することが必要と思われる。

ウ 指定管理者

1) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)	
			管理料 (3年間)	指定期間
八東フルーツ総合センター	八東地域振興株式会社 代表取締役 岩見一郎	10月27日	—	
		現地	H27.4.1 ~ H30.3.31	

○監査結果

指定管理料は無料で業務が行われている。施設の管理・運営等は適切に執行されているものと認められた。

協定書に管理物件を具体的に記載し、管理業務関係書類については帳簿書類を指定する必要があると思われる。また、備品台帳を作成し定期的に確認を行うよう改善を求める。

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
			管理料 (3年間)	H27年度	H28年度
八頭町竹林公園及び 西谷食材供給施設	(株) 遠藤農園 代表取締役 遠藤禮子	10月13日		6,284,000	
		現地	指定期間	H27.4.1 ~ H30.3.31	

○監査結果

平成27年度は総事業費 10,240,442 円のうち指定管理料 6,284,000 円で業務が行われている。施設の管理・運営等は適切に執行されているものと認められた。

協定書に記載されている管理物件、備品について照合確認を行い、管理方法について検討をされたい。

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
			管理料 (3年間)	H27年度	H28年度
ぷらっとびあ・やず	八頭町観光協会 会長 三浅 保則	10月7日		4,576,000	
		本庁舎 会議室	指定期間	H26.7.23~H30.3.31 ※H26.7.23~27.3.31 準備期間	

○監査結果

平成27年度は総事業費 3,039,461 円のうち指定管理料 2,600,416 円で業務が行われている。施設の管理・運営等は適切に執行されているものと認められた。

協定書第15条による指定管理料の精算 1,830,663 円及びその他収支差額 144,921 円合計額 1,975,584 円が返納されている。

協定書に記載されている管理業務関係書類について、帳簿書類を指定する必要があると思われる。

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)	
			管理料 (3年間)	要
下私都農産物 加工施設	(有) こおげ農業開発センター 代表取締役 滝田常生	10月27日		—
		現地	指定期間	H27.4.1~H30.3.31

○監査結果

指定管理料は無料で業務が行われている。施設の管理・運営等は適切に執行されているものと認められた。

協定書に記載されている管理物件、備品について照合確認を行い、管理方法について検討をされたい。